

ユネスコの「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」の比較検討

Comparison of UNESCO's “International Charter on Physical Education, Physical Activity, Sports”

上野 秀人*

Hideto UENO*

要 旨

2015年にユネスコは、「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を採択・宣言した。1978年の「体育・スポーツ国際憲章」からは37年の時間を経てのリニューアルだが、その間、国際情勢は大きく変化している。特に、1989年のベルリンの壁崩壊にはじまる東中欧諸国の民主化や1991年ソビエト連邦の解体といった政治的情勢の変化。また、2009年のリーマンショック等に見られる経済的情勢の変化。さらに、中東地域の軍事・社会不安を含めた難民問題などが複雑に交錯する。深刻化する世界的規模の課題に対してその解決の道筋の中で教育に期待するところは大きい。とりわけ人間社会が縮図化された体育・身体活動・スポーツの場が社会や個に何を提起し、何をなし得るのか。本研究では、ユネスコが提示した1978年と2015年の体育・スポーツに関わる国際憲章を比較検討し、社会背景とともに変化する体育・スポーツに対する役割・期待を整理しながら両憲章の共通差違を抽出した。また、学校体育での運動実践のあるべき姿にふれた。特に、基本的権利の継続、チェコ共和国の身体活動と体育授業の先行例、「すべての関係者」の変化、生涯にわたる参加・参画・持続可能について言及した。

1 社会的要請

1978年以前の体育・スポーツにおいては、スポーツの価値や役割の認識に比して多くの問題がみられた。オリンピックでは、1972年ミュンヘン大会のアスリートへのテロ事件や1976年モントリオール大会のアフリカ22ヶ国の差別に対するボイコットがあり、政治的問題を内包していた。また、アマチュアリズムとステート・アマの現象などから国家的教育観の不在と国際オリンピック委員会の制裁という理想との乖離が指摘されていた。このような中であってスポーツ政策への期待は高まっていた。1975年「MINEPS（体育スポーツ担当大臣等国際会議）」が開かれ、国際憲章がつくられていった。

2 1978年「体育・スポーツ国際憲章」の特徴

この憲章の大きな特徴は、体育・スポーツに参加するということが「基本的人権と人間の尊厳および価値への信念」であると宣言しているところにある。これ

は国連の示す世界人権宣言におけるすべての権利と自由を享有していることを意味する。このことは、第1条に色濃く表れ「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と主張している。また、基本的権利を政府、非政府組織といった公的あるいは民営機関に責任義務を果たすよう促している。さらに、関係の教育者、あるいは家庭、個人に対しても憲章を指針とした実践を促していることは特筆すべきことである。

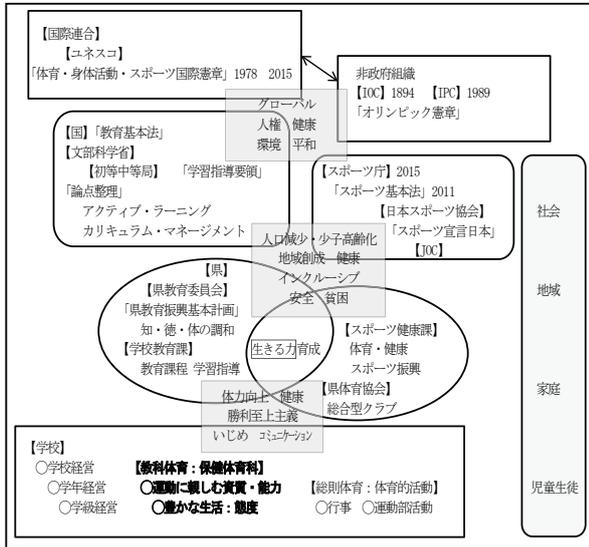
これらが示す道筋は次図のように示すことができ、各種の実践へとつながっている。と同時に階層に存在する社会問題と実践が対峙している。

体育・スポーツと子供の関係を明確化したのは1989年の児童の権利に関する条約第31条「休息および余暇についての児童の権利および児童がその年齢に適した遊びおよびレクリエーションの活動を行う権利を認める」に掲げたことである。このような体育・スポーツと関連した国連発信の条約や宣言は、グローバル化あるいは個別化した諸問題を包括的に対応すべきであることや、体育・スポーツの手段的活用を広げたこ

*弘前大学教育学部保健体育講座

Department of Health and Physical Education, Faculty of Education, Hirosaki University

とつながった。さらに、国際オリンピック委員会との連携により、オリンピックという国際大会においても乖離した関係ではなく、フェアプレーや協力といった価値とともに暴力や差別、ドーピング問題への関心を高めた。



(図1：国際憲章から児童生徒につながる道筋例)

3 2015年「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の比較

1978年国際憲章と2015年国際憲章との条文を並記し、比較する。

(1) 基本的権利として継承されている

国際憲章の1978年と2015年の第1条は、「体育・(身体活動)・スポーツの実践は、すべての人の(にとって)基本的権利である」と規定している。これは、前述した憲章起草の社会的要請と1978年国際憲章の特徴である「基本的人権と人間の尊厳および価値への信念」の継承を強く印象づけている。2015年国際憲章第1条の条項1.1には、すべての人が人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持つことを謳いスポーツ権の位置づけがなされている。また、その対象となる「すべての人」としながらもとりわけ記述してある人について、前憲章の「学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、障害者」が、新憲章において「就学前の子ども、女性及び少女、老人、障がいのある人、先住民族」とした。これはいまだ存在するマイノリティの問題、差

別、貧困といった被害を受けやすい弱者への配慮を促し、グローバル化とともに深刻化する内向きな囲いや多様への受容をもたらすことへの期待を示していると考えられる。享受すべき対象者にとって近代化したスポーツ活動の開発が伝統的な先住民のゲーム、ダンス、スポーツといった文化的価値の継承にもつながるものでなければならない。条項1.7には、身体活動と教育要素とのバランスと結びつきの強化を図ることの重要性とそのための教育システムや体育授業の質の高さにより権利の浸透を図る必要性を投げかけている。

(2) 体育・スポーツに身体活動を付加している

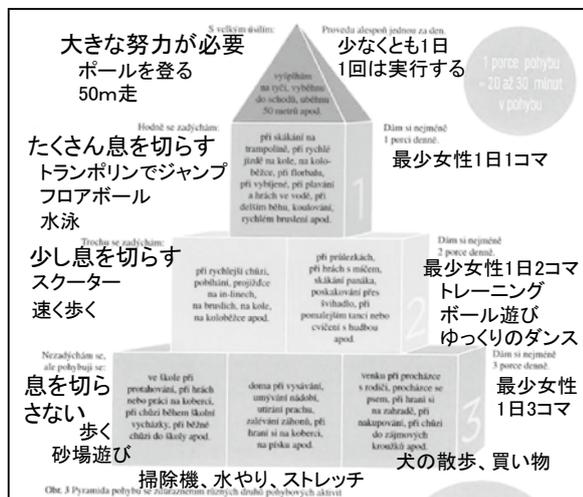
国際憲章の名称が「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」に変更されている。身体活動とは「安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する全ての営みのこと」を指し、体力維持・向上を目的とした「運動」と職業上・家事を含めた生活全般に必要な「生活活動」を併せ持つものである。この視点に立てば、身体活動は「体育・スポーツ」も含まれたものとなる。つまり、体育・スポーツと並記されている場合、より平易に個別に広く行われる生活的な活動もしくは、これらの用語規定の重なりをあえて受け取る側に委ねていると理解できる。身体活動の用語使用をヨーロッパにみると1992年の「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」に検索できる。第2条憲章の定義および範囲の中で、「スポーツとは、気軽にあるいは組織的に参加することにより、体力の向上、精神的充足感の表出、社会的関係の形成、あらゆるレベルでの競技成績を追究する目的とする身体活動の総体を意味する」と記している。これは、国際憲章と影響し合う地域憲章の枠組みがスポーツの国際化と範囲規定の中で再構成されることを意味している。2014年東中欧のチェコ共和国においては教育省が基礎学校用の「運動と栄養」に関する指導書「POHYB a VYZIVA」を作成している。ここでは、「体の動かし方」を含め、学校体育の時間のみならず、地域での運動・遊び、休憩、栄養、給食など体育との関連を全体で示している。つまり、運動することを、生活全般の中でとらえピラミッド型の生活・活動の一部として位置づけており、身体活動や運動と健康を密接に関連づけながら健康的な生活を送る価値や方法を示している。次の図は、その記載内容の一部であるが「身体活動の形態ごとの動きのピラミッド」として、運動を上から4つの段階でとらえ分類している。ここでは最上部が、「大きな努力が必要な運動」として、「ポール登り」「50m走」、2の段階

ユネスコ1978「体育・スポーツ国際憲章」	同条	関連条文	ユネスコ2015「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」
第1条 体育・スポーツの実践はすべての人にとって 基本的権利 である	1		第1条ー 体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利 である
第2条 体育・スポーツは、全教育体系において 生涯教育の不可欠の要素 を構成する			第2条ー 体育・身体活動・スポーツは、個人、コミュニティ、社会全体に幅広い恩恵をもたらすことができる
第3条 体育・スポーツのプログラムは、個人および社会のニーズに合致しなければならない	3	9 10	第3条ー すべての関係者が戦略的ビジョンの創造、方針の選択肢や優先順位の策定に参画しなければならない
第4条 体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は、有資格者によっておこなわれるべきである	2	3	第4条ー 体育・身体活動・スポーツのプログラムは、生涯にわたる参加の動機づけとならなければならない
第5条 十分な施設と設備は体育・スポーツに不可欠である	9	10	第5条ー すべての関係者は、その活動が経済的、社会的、環境的に持続可能であることを保証しなければならない
第6条 研究と評価は体育・スポーツの発展に不可欠の要素である	6	8	第6条ー 研究・科学的根拠・評価は、体育・身体活動・スポーツの発展に不可欠な要素である
第7条 体育・スポーツの倫理的、道徳的価値の擁護は、すべての人びとが 不断に配慮 しなければならない (1991年7月補充)	4		第7条ー 体育・身体活動・スポーツの教育、コーチング、管理は有資格者が行わなければならない
第8条 情報および資料 は体育・スポーツの振興を助ける	5		第8条ー 質の高い体育・身体活動・スポーツには、適切で安全な場所、施設、器具が不可欠である
第9条 マスメディア は体育・スポーツに積極的に影響を及ぼすべきである			第9条ー 安全性及びリスク管理は質保証の必須の条件である
第10条 国家機関 は体育・スポーツにおいて 主要な役割 を果たす	7		第10条ー 体育・身体活動・スポーツの高潔性と倫理的価値の保護及び促進は、すべての人にとって普遍的な関心事でなければならない
			第11条ー 体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる
第11条 国際協力 は体育・スポーツの全般的で十分に 均衡のとれた振興 に必要不可欠である	11		第12条ー 国際協力は、体育・身体活動・スポーツの範囲と影響を拡大するための必須の条件である

(表1: 1978年国際憲章と2015年国際憲章との条文並記表)

では、「たくさん息を切らす運動」として、「トランポリンでジャンプ」「水泳」などを例示している。3の段階では、「少し息を切らす運動レベル」として、トレーニングや体育などでのグループゲーム、4の段階では、「息を切らない程度の運動」として、「歩く」ことなどをあげている。そして、これらの運動を「少なくとも1日1個ずつは行い」自己チェックすることで意識化と自己改善できるようねらっている。このような身体活動の教育化は学校での体育・スポーツの学びがとじたものとなりがちなことや関連を明確化できなかったことの反省でもある。また、1978年国際憲章の前につくられた1975年「ヨーロッパ・スポーツフォアオール憲章」の中には、「身体活動」の表記はやはりみられない。

もう一方、身体活動の表記については「多様」の見直しからも考える必要がある。「多様」には、前述したようなすべての人のとらえ方の多様、先住民のゲーム、ダンス、スポーツといった人類創作上の文化的価値の多様、スポーツ競技レベルや国・地域・家庭・個人の多様などもある。これらの多様を考えるときに体育・スポーツの言語的範疇におさまらない身体をとまなう活動に気付く。その上では当然の記述付加となる。



(図2：チェコ教育省指導書の記載図)

(3) 1978年国際憲章がすべて活かされている

1978年国際憲章は11カ条の条文が数えられる。2015年の新国際憲章では、先の11カ条がすべて活かされている。表1に示した並記表をみると、同条文配置されているものが1978年国際憲章からみて、第1条、第3条、第6条、第11条の4カ条である。そして、内容価値の変更はなく、配置変更したのが第4条、第5

条、第7条の3カ条である。さらに第9条、第10条は新第3条、新第5条に融合し再分離されている。これは旧憲章の記載がマスメディアと国家機関の機能的な特性の違いから、その役割について記載されたからである。2015年国際憲章では、「すべての関係者」として記され、条項の中で「関係者」の内容が記されている。なお「すべての関係者」については、(8)で後述する。第2条と第3条は融合され新第4条に記載されている。

(4) 目標的項目が設定された

2015年国際憲章では、第11条が追加設定された。その内容は、「体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる」という条文である。これは従前からいわれる「体育・スポーツの価値・役割」の明確化である。条項11.1では、「開発と平和のイニシアチブのためのスポーツは、貧困の根絶、及び民主主義、人権、安全保障、平和と非暴力の文化、対話と紛争解決、許容と非差別、社会的統合、男女の平等、法の支配、持続可能性、環境認識、健康、教育、市民社会の役割をより強固なものにすることを目的とすべきである。」と述べられている。多岐にわたる国際的・地域的課題の解決に「体育・身体活動・スポーツ」が役立つことを前提ととらえることを肯定し、積極性を認識することを促す内容でもある。このように手段として体育・身体活動・スポーツを問うことは、スポーツ政策上必要なことではある。しかし、過度な期待は混迷をきたす可能性をはらんでいる。例えば、平和は体育・身体活動・スポーツにとって必要十分な双方の条件である。また、国家間の紛争解決にいたっては無力に感じることも事実である。

この目標的項目である趣旨からとらえるなら、第2条に掲げることも可能であったと考える。

(5) 第2条の設定について

2015年国際憲章第1条において、「体育・身体活動・スポーツの実践はすべての人の基本的権利である」と記載したうえで、新設された第2条では、「体育・身体活動・スポーツは、個人、コミュニティ、社会全体に幅広い恩恵をもたらすことができる」と記載されている。これは、ユネスコがスポーツの価値として、個人の人生においてためになる個別性のみならず、コミュニティや社会全体といった広範囲な場においても有益だという認識を示している。そして、条項の

2.2, 2.3, 2.4において具体例をあげている。2.2では、「体育・身体活動・スポーツは、忍耐力、強さ、柔軟性、協調性、バランス、コントロールを改善することにより、自らの身体を理解し対処する能力、充足感、健康及び能力の発達に顕著な役割を果たすことができる。水泳の能力は、溺れるリスクにさらされるあらゆる人にとって不可欠なスキルである。」と記載されており、体育・身体活動・スポーツを通して、身体的スキルの改善が自己認識や有用感、健康、能力の発達に有益であることを示している。また、その中でも水泳について特筆されていることは、身体の安全を含め、生きていくうえでの必要なスキルであることを提示している。2.3では、「身体に対する自信、自尊心、自己効力感を高め、ストレス、不安、抑うつを減らし、認知機能を高め、協力、コミュニケーション、リーダーシップ、規律、チームワークなどの参加や学習及びその他の生活面での成果に貢献する幅広いスキルや特性を発達させることで、心の健康、精神的充足と能力を改善させることができる。」と記載されており、心や精神性の改善・向上に役立つことが明記してある。2.4では、「コミュニティの絆や家族、友人、仲間との関係を築き、強化し、帰属意識や受容の気持ちを生み出し、肯定的な社会的態度や行動を発達させ、異なる文化的、社会的、経済的背景の人々を共通の目標や利益を求めて結びつけることにより、社会的充足と能力を支援することができる。」の記載により、体育・身体活動・スポーツが、肯定的な人間関係に有益であることを示している。

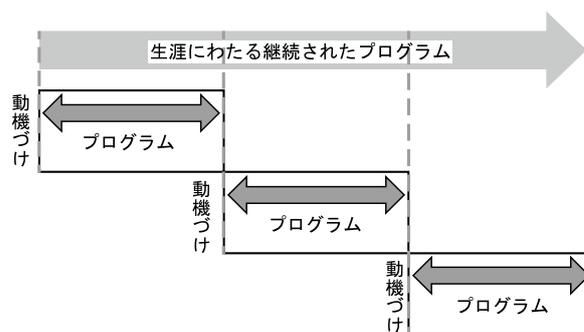
(6) サービスをつくる側と受ける側の変化

1978年国際憲章は、第3条において「体育・スポーツのプログラムは、個人および社会のニーズに合致しなければならない」とある。また、条項の3.1では「体育・スポーツのプログラムは、各国の制度的、文化的、社会経済的、風土的条件とともに、体育・スポーツを行う人びとの要求と特性に一致するよう計画されなければならない。」とあることから、体育・スポーツのサービスをつくる側が体育・スポーツを行う人、つまり受ける側へ配慮を求めていることになる。これはサービスをつくる側とサービスを受ける側に二分化することとなり対峙する構造をうむことにもつながっている。2015年国際憲章では、第3条において「すべての関係者が戦略的ビジョンの創造、方針の選択肢や優先順位の策定に参画しなければならない」とあり、活動に関わる人の役割等を二分するの

はなく、参画という関与を前提に計画されることを求めている。これまでと同じく体育・スポーツを行う人の要求や特性を持つてはいるものの、配慮事項としてではなく参画による関与によって、条項の4.2において記載されるような「生涯を通じた身体活動やスポーツへの参加を維持するために必要な知識、スキル、態度、動機づけの基礎を築くために、遊び、ゲーム、身体活動に関する早期からのプラスの経験をだれもが優先できるようにすべきである。」にみる生涯にわたるスポーツ活動を推進し、その動機づけとするためにだれもが無条件でスポーツ活動に参加を期待するものとなった。

(7) 第4条の重要性

2015年国際憲章第4条において、「体育・身体活動・スポーツのプログラムは、生涯にわたる参加の動機づけとならなければならない」とある。(6)でもあったように、スポーツの人と活動の拡大の変化に伴い、体育・スポーツのプログラムのとらえ方や内容も変化した。条項の4.2では「早期からのプラスの経験をだれもが優先できるようにすべきである。」と記され、早い段階での良質な活動提供が動機づけに影響していることを主張している。また、条項の4.3には「スポーツや身体活動における生徒の能力や自信の開発に関係する学校教育課程の唯一の分野として、体育は生涯を通じた身体活動やスポーツに必要なスキル、態度、知識のための学習の入り口となる。資格を持った体育教師によって指導される、質が高く、排除される者がいないような体育授業が、すべての学年と教育レベルにおいて義務づけられるべきである。」と述べられている。誰もが平等に生涯を通じたスポーツへの動機づけの基礎を築くため、学校教育課程に質の高い体育授業の内容を配慮するように示されるようになった。これらのことから、すべての人に早期からのスポーツ活動を推進し、継続した学校教育課程における児童生徒の



(図3：生涯にわたる継続されたプログラムのとらえ方)

体育・身体活動・スポーツのプログラムの重要性がわかる。

(8) 関係者について

2015年国際憲章において、第3条では、「すべての関係者が戦略的ビジョンの創造、方針の選択肢や優先順位の設定に参画しなければならない」、第5条では「すべての関係者は、その活動が経済的、社会的、環境的に持続可能であることを保証しなければならない」と記載されている。この2カ条には、「すべての関係者」とありこの言葉は2015年国際憲章にて初めて用いられている。1978年国際憲章でスポーツの「関係者」にあたる用語を探してみると、第9条「マスメディアは体育・スポーツに積極的に影響を及ぼすべきである、第10条「国家機関は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす」と、マスメディアや国家機関という限定された関係者の記述がみられる。

2015年国際憲章の「すべての関係者」とは、マスメディアや国家機関も含め、「スポーツ、教育、若者、健康、積極的なレクリエーション、開発、都市計画、環境、交通、ジェンダーや障がいの問題について責任を持つ国家や地方自治体、さらに政府間組織、オリンピック及びパラリンピック・ムーブメント、スポーツ組織、民間団体、実業界、メディア、教育者、研究者、スポーツ専門家とボランティア、参加者とその支援者、審判、家族並びに観衆」と定義されており、これら全員が体育・身体活動・スポーツ政策の発達と支援の責任を共有することとなっている。そのため、誰もがスポーツに関わり、意見を出し合えるよう、それぞれの関係者がスポーツについて考え実践していかなければならない。

(9) 持続可能について

2015年国際憲章第5条において、「持続可能」という言葉が追加された。オリンピック・パラリンピックをある都市で開催する際、経済面の潤いや社会性、環境の整備などを一過性のものにするのではなく、持続したプログラムを作成していかなければならない。条項3.2において、「スポーツ、教育、若者、健康、積極的なレクリエーション、開発、都市計画、環境、交通、ジェンダーや障がいの問題について責任を持つ国家や地方自治体、さらに政府間組織、オリンピック及びパラリンピック・ムーブメント、スポーツ組織、民間団体、実業界、メディア、教育者、研究者、スポーツ専門家とボランティア、参加者とその支援者、審

判、家族並びに観衆」といったすべての関係者が方針の選択肢や優先順位の設定に参画し、みんなで経済的、社会的、環境的に持続可能なものをつくっていく必要がある。また、第4条より生涯にわたる動機づけとなるような持続可能なプログラムを作成していかなければならないことが読み取れる。これら第3条と第4条は、第5条でいう「持続可能であることの保障」と関連している。

(10) 「質の高い」に応えるために

2015年国際憲章第8条「質の高い体育・身体活動・スポーツには、適切で安全な場所、施設、器具が不可欠である」、第9条「安全性及びリスク管理は質保証の必須の条件である」の条文より「質の高い」体育授業と管理が求められている。「質の高い」体育授業とは、科学的根拠を活用したエビデンスのある授業であるとともに、適切で安全な場所、施設、器具の保障を条件とすること。また、「文化、ジェンダー、年齢、障がいに伴う異なるニーズ」つまり子供の実態やおかれた状況を包括的に配慮する授業であることがあげられる。学校教育課程の体育授業では、技術の習得のみならず1時間のプログラムの中で学ぶ者にとって安全で効果的な成果が出るようにしなければならない。これらの配慮を具体化する活動そのものを構築できる教員の力量形成に各機関が関わる必要がある。学習規律や人間性などの様々な価値項目をプログラムの中に散りばめて授業を行うことで、質の高い授業が行われ、学ぶ者にとって学ぶ機会や対象が保証されるといえる。

リスク管理においては、条項の9.4において「参加者、管理者、教師、コーチ、両親などのすべての関係者が潜在的リスク、特に子どもに対するリスク、危険な又は不適切なトレーニング方法や競争、さらにはあらゆる種類の心理的プレッシャーについて意識しておくことが重要である。」と記され、均衡が崩れる脆弱な関係性の危険を指摘している。それぞれが潜在的リスクの存在を認識し、その対応を管理し合うシステムの構築が不可欠である。

(11) 第10条の重要性

「体育・身体活動・スポーツの高潔性と倫理的価値の保護及び促進は、すべての人にとって普遍的な関心事でなければならない」と明記されている。1978年国際憲章第7条には、「体育・スポーツの倫理的、道徳的価値の擁護は、すべての人びとが不断に配慮しなけれ

ばならない」の記述にも倫理性という言葉があるが、2015年国際憲章では、倫理的の言葉の前に高潔性が追加されている。高潔性 (integrity) とは、人柄がわりっぱで、利欲のために心を動かさないことであり、2015年国際憲章において重要視されていることが分かる。

4 結語

ユネスコは1978年に「体育・スポーツ国際憲章」を制定し、2015年「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」でその継承・発展を行った。2015年国際憲章では、体育・スポーツの範囲を身体活動も含め拡大しながら、手段的・内容的活動に期待する責任をも増加させた。基本的な考え方を継承しながらも体育・身体活動・スポーツへの期待はからだの教育の範疇を凌駕している。

第1条では基本的権利としての市民権を持たせ、その活動の有益性を確認している。11条では「開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる」とし、グローバル化した国際社会の重要課題の解決に向けた方策にまで近づきつつある。そして条項の11.1では「開発と平和のイニシアチブのためのスポーツは、貧困の根絶、及び民主主義、人権、安全保障、平和と非暴力の文化、対話と紛争解決、許容と非差別、社会的統合、男女の平等、法の支配、持続可能性、環境認識、健康、教育、市民社会の役割をより強固なものにすることを目的とするべきである。」とし、国家間の国際舞台と個々の活動・生活舞台の同一視的融合を感じさせる。そしてそれらは国際連合の主張する「自由、平等、法の支配」、ユネスコの主張する「正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重」の堅持を具現化する内容

として同方向に進んでいる。その上で、「すべての関係者」「参画」「持続可能」「質の高い」「質保障」「高潔性」「倫理的価値」といった国際協調と人権・安全の保障を促すものとなっている。

2015年国際憲章に記された目標と内容が、今後、個人やコミュニティ、学校、地域、国家における具体的プログラムの開発・運用により具体化され、新しい局面を迎えていくと期待する。

謝辞

本研究は JSPS 科研費26560328の助成を受けたものです。

文献

- ユネスコ (2015) 体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章, 日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会監訳 jaaspehs.com/important
- ユネスコ (1978) 体育・スポーツ国際憲章, 文部科学省訳 www.njsf.net/national/right/international_charter.pdf
- ユネスコ (1945) 国際連合教育科学文化機関憲章 (ユネスコ憲章) www.mext.go.jp/unesco
- ユネスコ (1989) 児童の権利に関する条約 www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/jido
- 池田勝訳 (1993) 体協時報「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」日本体育協会 www.njsf.net/national/right/new_europe.pdf
- 欧州評議会 (1975) ヨーロッパ・スポーツフォアオール憲章 www.njsf.net/national/right/sports_for_all.pdf
- Národní ústav pro vzdělávání (2014) 「POHYB a VYZIVA」 Praha
- ノルベルト・エリアス, エリック・ダイニング (2010) スポーツと文明化, 大平章訳, 法政大学出版局

(2017. 1.12 受理)